南那須地区介護支援協会会則(改定案)※下線部の追記

(名称)

第 1条この会は南那須地区介護支援協会(以下本会)という。

(目的)

- 第2条 本会は、以下を目的として活動する。
 - ① 要介護者・要支援者の立場に立った公正・中立かつ適正な介護サービス計画等を策定する 資質向上に寄与する。
 - ② 地域の「ケアマネジメントを提供する者」(以後、「ケアマネジャー等」という)同士の情報交換の活性化に寄与する。
 - ③ 研修等の企画や会の運営に真摯に取り組むことにより、自身の資質向上を図るとともに、地域のケアマネジャー等の資質向上と介護事業の発展普及に寄与する。
 - ④ 休眠しているケアマネジャー等を発掘するとともにその学びの場を提供する。

(会是)

第3条 本会が是とする会員共通の価値観を

「学ぶことが全ての基本である」 とする。

会運営から学び、研修から学び、人間関係から学ぶ姿勢を持ち続けることで、会の目的達成に 寄与していく。

(事業)

- 第 4条 本会の事業は次の通りとする。
 - (1) 要介護者等の立場に立ったケアプランの調査研究。
 - (2) 要介護者等の要望・苦情についての対応方針の調査研究。
 - (3) 会員相互の情報交換及び研修事業。
 - (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(会員)

- 第 5条 本会の会員は、南那須地区内または近隣地区のケアマネジャー等で、本会の目的、会是に賛同 する者とする。
- 2 入会を希望するものは、所定の入会申込書並びに誓約書に記載、署名のうえ、事務局へ提出し、役員会の承認をもって会員となる。
- 3 退会は、退会の旨を会長へ報告し、役員会の承認をもって退会となる。
- 4 会員は総会において議決権を有する。
- 5 年度途中に入会申込があった者については、当該年度は準会員とし、次年度より正式な会員となる。
- 6 準会員は、総会において議決権を有しない。

(役員)

- 第 6条 本会は次の役員を置くことを基本にし、状況に応じ兼務することも可能とする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 書記 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監事 1名
- 2 会長が必要と考える場合には最大10名まで役員を増やして置くことができる。
- 3 役員は役員会において議決権を有する。
- 4 監事は役員会において発言権を有するが、議決権は無いものとする。

(役員の選出)

第7条 役員は総会において選出する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその会務を代行する。
- 3 事務局長は本会の経理・事務を統括する。
- 4 会計は本会の経理を処理する。
- 5 書記は本会の事務を総括する。
- 6 監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

- 第10条 本会の会議は、次の通りとする。
 - (ア) 総 会 年2回とし、5月・12月開催とする。また必要に応じて臨時総会を開催する ことができる。
 - (イ) 役員会 本会の円滑な運営を図るために、必要に応じて開催する。
- 2 会議は当該年度の会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 会議は議決権総数の半数以上を有する構成員(会員・役員)の出席を持って成立する。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 次年度役員選出後、次年度会長は次年度役員会を適宜開催する。

(総会)

第11条 総会は次の事項を決定する。

(1) 会則の決定及び改正 (適宜)

(2) 次年度役員の選出 (12月総会)

(3) 予算の決定及び前年度決算の承認 (5月総会)

(4) 事業計画の決定及び前年度事業報告の承認 (5月総会)

(役員会)

- 第12条 役員会は次の事項を決定する。
 - (1) 会員の入退会に関する承認
 - (2) 研修に関する協議、承認
 - (3) その他会運営を補足する内容の協議

(経費)

- 第 13 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。
- 2 会費は毎年度予算で決める。
- 3 会費納入責任は会員のみとし、準会員には求めない。

(会計)

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 (その他)

第 15 条 この会則に定めのない事項については、役員会で協議する。

付則

この会則は令和3年5月31日から施行する。

会則の一部改訂:令和3年12月17日 第5条5項、6項、第13条3項追加